

第25期第26回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年9月17日(水)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 加藤直正 計1名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1～2号)
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～9号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第10号)
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第11～13号)
 - (6) 東京都指導農業士の推薦について (第14号)
- 6 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあつせんについて
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について

7 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第26回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は加藤直正委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、榎本重恭委員と篠貞夫委員をお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和7年8月8日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、荘埜晃一委員をお願いします。
荘埜晃一委員	8月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 当日は何も作付けはされておりましたが、耕運された状態で少し雑草が散見されましたけれども、特に問題ない状態でした。普段は、ブロッコリーやキャベツなどの作付けをしていたようすけ

れども、他にも畑をお持ちということで手が回らない様子で、貸借を決意したと伺っております。境界については、ブロックやフェンスで全て囲われておりますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年8月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 8月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日は、キャベツとブロッコリーを定植している最中でした。前作はトウモロコシ迷路を実施しており、この地域でも有名な事業にな

	っております。今後は、冬野菜として、キャベツ、ブロッコリー、ネギなどを作付け予定とのことです。販路は全て収穫体験とのことでした。 加えて、今回は10年間の賃貸借で、東京都の農地長期貸借促進奨励事業の対象となっており、特別区内で初の事例となります。 境界については、全て確認できました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに30ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和7年7月30日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	8月20日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、ナツミカン、カキ、ブルーベリーなどが植わってお

	り、販路は全て自家消費でした。境界については、一部わからないところがありましたが、次回までに、目印をつけておいてくださいとお願いしてきました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに32ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	8月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 この畑はブルーベリーが61本あります。その他に、カキが2本と、日よけのあずまやにゴーヤが作付けされていました。ブルーベリーは、生食用のパックと、委託加工で作ったジャムをJA直売所で販売しているとのことでした。境界については、全面ブロックで囲わ

れていて、一辺が道路際なので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀 一 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年8月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長 それでは、篠貞夫委員をお願いします。

篠 貞 夫 委 員 8月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

まず(1)の畑になりますが、ここは自宅のすぐ前の畑になっていて、ハウスの中でブルーベリーを120本、その他、ユズ、ミカンが13本植わっており、徐々に柑橘類に変えていくといったお話がありました。次に(2)の畑では、露地で全面にブルーベリーが150本植わっていました。販売先は、JA直売所、摘み取り体験とのことでした。どちらの畑も非常に綺麗に管理されている印象を受けました。

	境界については、いずれも四隅に杭が確認できました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに36ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、保戸塚武彦委員をお願いします。
保戸塚武彦委員	8月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 (1)の畑は、ナス、モロヘイヤ、キュウリなどが作付けされており、調査当日はハクサイの種を蒔いていました。(2)の畑は、ハウスが建っており、ミカン、レモンなどが植わってありました。(3) (4)の畑は、ラッカセイ、キャベツ、ネギなどが作付けされており、小学校の栽培と収穫体験の授業で使用しているとのことでした。 その他の畑については、販売先は直売とのことでした。境界につい

	ては、（１）と（２）の間の通路の一部で確認できない部分があったため、次回の調査までに目印を付けておいてくださいと頼んできました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに38ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	8月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、オクラ、ゴーヤ、シシトウなどが作付けされておりました。販売先は庭先直売とのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。

田 中 聖 晃 委 員	こちらの生産緑地の方については、接道がないので、そちらの方の説明を事務局の方でお願いできますか。
事 務 局	こちらの畑は現在、東側に集合住宅がありますが、ここは元々、今回の特例農地と一体となっており、東西に延びる道路に接続しておりました。しかしながら、相続が発生した際に、道路側を売却されて、現在の集合住宅が建っている状況になっております。そういった経緯により、接道がされていないという状況となっております。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに40ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保 戸 塚 武 彦 委 員	8月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

	(1)(2)の畑はいずれも調査当日は耕運されており、普段は緑肥で土壌改良をしているとのことでした。いつでも野菜を作付けできる状態になっており、申請者の息子によると、研究機関や公的機関に貸借したいとのことでした。境界については全て確認できました。綺麗な畑で、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。
荘埜晃一委員	この地域の農地パトロールを担当しており、所有者が高齢の方なのか、以前は雑草等が見受けられましたが、先日通りかかった際には耕運はされているようでしたので、そのような状況であることを補足いたします。
尾崎賀一会長	はい、ありがとうございます。
保戸塚武彦委員	申請者が高齢のため、少し離れたところに住む息子が手伝っているものの、現在は野菜の作付けはしておらず、将来的に研究機関や公的機関に貸借したいという意向でした。
事務局	保戸塚委員のおっしゃるとおりで、申請者が高齢のため、耕作が難しいという状況であり、事務局としても数年前から貸借をご案内しております。貸借の意向や借り手の希望もあることから、引き続きマッチングを進めてまいりたいと考えております。
尾崎賀一会長	何かご意見等ございましたら、お願いいたします。
渡邊仁委員	関連する法令では、いつでも耕作して作付けできるような状態であれば、よいという文言があったと思うので、私は問題ないと思いま

	す。
尾崎賀一会長	本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに42ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会	それでは、酒井利博委員お願いします。
酒井利博委員	8月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は(1)～(3)とも露地栽培でした。(1)の畑は、ピーマン、モロヘイヤ、インゲンなどが作付けされており、調査当日はニンジンの種蒔きが終わって、発芽しておりました。周囲にはカキ、ユズ、アマナツなども数本植わっておりました。(2)の畑は、前作のトマト、キュウリ、キャベツの片づけがされた後で、サトイモがまだ残っておりました。(3)の畑は、ネギが作付けされているほか、カキ、ミカン、レモンなども植わっており、秋にはダイコン、キャベツを作付け予定とのことでした。販売は、庭先直売、JA直売所、飲食店、自家消費、マルシェとのことでした。境界について

	は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに44ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。 令和7年8月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在などについて説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、私から報告いたします。 8月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらは納税猶予の引き続きの証明と、貸借を行っている証明の2つあり、当日は貸主と借主の双方にお会いいたしました。こちらの畑は、東側の道路面の一部で貸主が自家消費用の夏野菜を作付けしておりました。この部分の栽培管理を通じて、その他の部分において貸主が耕作を行っていることを確認しているとのことでした。当日はサツマイモ、ラッカセイ、ネギなどが作付けされておりました。

	販売は、自宅消費、J A直売所、飲食店への販売が全体の6割を占め、2割は収穫体験、残り1割が加工品の材料にしているような形でした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。 質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
尾崎賀一会長	つぎに46ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号「生産緑地の買収申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年8月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、宮部光夫委員お願いします。
宮部光夫委員	8月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 この畑は全面に防草シートが敷かれており、ブルーベリーが30本ほど植わっていました。ブルーベリーの販売は庭先直売とのことでした。 畑の管理は、申請者の夫が亡くなったことにより、現在は妻と子供が除草作業など行っているとのことでした。しかし、申請者は別に

仕事があることや、猛暑によって作業時間にも限りがあり、手が回らない状態のため、調査当日は少し草が多い状況でしたが、これは作業時間が足りないことによるものかと思われます。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに48ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年8月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一委員 それでは、私から報告いたします。

9月2日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は北側に自宅があり、この自宅が道路と接していることで接道が確認できました。その他の周囲は、東西が他の方の住宅と接しており、南東のL字型になっている部分は、他の方の生産緑地と接しておりました。南側はブルーベリー130本程度が、防鳥ネット

に囲われて植わっておりました。以前の販売は、摘み取り体験でしたが、今年は表向きには開園しておらず、常連の方向けに開園しているのみとのことでした。また、北西にはハウスが3棟建っており、主に葉物を中心に作付けしていたとのことでした。春頃まで作付けしていましたが、その後はうなっているだけの状態で、スナップエンドウが少々作付けしてある程度でした。その他の部分も、全体的に綺麗に耕してあり、畑の状態にはなっていますが、今年はあまり作付けがきておらず、エダマメ、タマネギなどを収穫した跡がある状況でした。販路としては、以前はキャベツの市場出荷をしていましたが、近年は仲卸業者がダイコン、カボチャ、キャベツなどを買い取りに来ていたとのことでした。証明対象者は4年ぐらい前から体調を壊しており、その間は申請者が指導を受け、農業をしていたとのことです。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

尾崎賀一会長

つぎに50ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年8月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 9月4日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ではウメの木が40本程度植わってしまして、販売については庭先直売、自家消費とのことです。こちらの畑は南側が接道のある自宅になっており、その自宅の裏側が畑というような形になっています。今回証明者対象がお亡くなりになり、相続での買い取りということで、南側の家を壊し、道路を通す予定とのことでした。境界については右側の上の1ヶ所が確認できず、明示を依頼いたしました。その他の境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに52ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「東京都指導農業士の推薦について」です。

令和7年8月6日付けで下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。

【被推薦者、推薦理由などについて説明】

	事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 (発言なし) 承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、本件は承認とします。 つぎに56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに60ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年8月に届出のあった農地の転用について報告するもので

す。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1 枚目の次第をお願いします。

次第 4 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

尾崎 賀一 会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第26回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人